

教職課程における体育科目に関する調査報告と提言

(公社) 全国大学体育連合 2026 (令和 8) 年 2 月 24 日

2025 年 5 月、文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（以下、中教審教員養成部会）は、教職免許制度「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6」についてその改廃を含めた検討を発表しました。これに対し、同年 7 月に全国大学体育連合（以下、大体連）は、66 条の 6 に示されている「体育」について、教職課程における現状の 2 単位を維持すべきであることを理事会声明として発出しました。さらに、この議論を深めるため、教職課程における体育科目の実態についてアンケート調査を実施しました。本調査への回答依頼を受け、教職課程の履修学生数を担当部署へ問い合わせいただくとともに、時間をかけて記述回答を熱い思いで寄せていただいた全国の大学体育教員の皆様に、心よりお礼申し上げます。

以下に、調査結果の概要と今後の検討に向けた提言をまとめましたのでご報告いたします。

【 I . アンケート調査の概要】

2025 年 11 月 10 日~12 月 5 日の期間に、大体連ホームページ並びにメールニュースにて告知し、Web アンケートへの回答を求めました。大体連では機関会員（253 校）の所属教員並びに個人会員（103 名）を中心に、約 800 名がメールニュース配信の登録をしています。

アンケート内容は、「各大学における教職課程の基礎情報（体育の教職課程の有無、履修者数、体育科目の授業形態等）」、「教職課程の学生向けに配慮していること」、「教職課程において体育が必修である意義やエビデンス」等の 12 項目で構成しました。

今回の回答は大体連の会員（機関会員と個人会員）中心ではありますが、現場の体育教員に各大学（一部学部・別キャンパス毎の回答も含む）の状況を代表して回答してもらったものとなり、合計で 134 件となりました。

2026 年 2 月 24 日より、本報告書を大体連 HP にて掲載しています。<https://2020.daitairen.or.jp>

報告書の構成

I . アンケート調査の概要	p.1
II . 教職課程における体育科目の実態(Q1~Q8 選択や数字による回答)	pp.2-4
III . 教職課程における体育科目に関する記述回答(Q9~Q12 自由記述回答)	pp.5-6
IV . まとめと提言	pp.7-9
V . 教職課程における体育科目に関する調査:自由記述回答一覧	pp.10-20

【Ⅱ．教職課程における体育科目の実態】

▼Q1 取得できる教員免許の種類(保健体育/保健体育以外/両方とも/取得不可)

回答数は延べ 134 校（1 大学で学部・学科別に複数回答いただいた事例あり）であった。内訳として、保健体育課程のみが 15.7%、保健体育以外の課程が 44.0%、両方の課程を持つ大学が 35.8%、教員免許の取得できない大学が 4.5%であった。上記の区分 1 を【体育のみ】、区分 2 を【他科のみ】、区分 3 を【両方免許】、区分 4 を【教職なし】として、以降の本文および図表で示す。

表1 回答校において取得できる教員免許の種類

	N	比率
【体育のみ】 中学校・高等学校保健体育の教員免許取得が可能	21	15.7%
【他科のみ】 中学校・高等学校保健体育以外の教員免許取得が可能	59	44.0%
【両方免許】 上記の双方とも可能	48	35.8%
【教職なし】 教員免許は取得できない	6	4.5%
計	134	

▼Q2 教職課程の取りまとめ部署

教職課程を取りまとめる部署は、専門のセンター・委員会・機構などの組織が構成されているケースが多く、全体で 53.1%であった。次いで、教務課等の事務方にあるケース 21.9%に対し、【他科のみ】で 28.8%とやや多かった。学部がとりまとめるケースが 14.1%であったが、【他科のみ】の場合は 5.1%と少なかった。【他科のみ】では「その他」も多く、多様な部署が教職課程を兼ねるケースがあると推測された。

表2 教職課程の取りまとめ部署

	専門のセンター (委員会・機構など)	学部	学科	教務課・事務・ 支援課	その他	特になし	未回答
【体育のみ】	52.4%	14.3%	9.5%	23.8%			
【他科のみ】	49.2%	5.1%	3.4%	28.8%	10.2%	1.7%	1.7%
【両方免許】	58.3%	25.0%		12.5%	4.2%		
	53.1%	14.1%	3.1%	21.9%	6.3%	0.8%	0.8%

▼Q3 例年の、1年生(1学年)における教職課程履修者の人数と割合

大学ごとに対象学部数・定員などがばらばらであり、あくまで平均的なまとめとなる。1 学年（1 年次を想定・学年が上がるほどドロップアウトする傾向があると推測される）あたりの履修者数は平均で 100-199 人程度が 28.1%で、保健体育免許授与の有無に関わらず全体の 1/3～1/4 を占めていた。次いで 50-99 人が 18.8%、50 人未満が 16.4%、200-299 人が 10.2%であった。【体育のみ】で教職課程 200 人以上の割合が高いものの、【他科のみ】の課程で 50 人未満が 28.8%と高く、保健体育コースがあっても 50-99 人は 20%を超えており、各大学が抱える履修者は 200 人以内が多かった。

履修の割合は、全体で 5-10%未満が 21.9%、10-25%未満が 21.1%、25-50%未満が 15.6%であった。【体育のみ】では 25-50%未満が 23.8%で、それ以上のケースも多かった。逆に、【他科のみ】では 10%未満が半数以上を占め、50%を越える大学は 2 校のみと少数であった。

表3 例年における1年次の教職課程履修者の人数(上段)と割合(下段)

人数	50人未満	50人～	100人～	200人～	300人～	400人～	500人～	不明
【体育のみ】	9.5%	23.8%	33.3%	14.3%	14.3%	4.8%		
【他科のみ】	28.8%	15.3%	30.5%	8.5%	3.4%	3.4%	5.1%	5.1%
【両方免許】	4.2%	20.8%	22.9%	8.3%	8.3%	6.3%	18.8%	10.4%
	16.4%	18.8%	28.1%	10.2%	7.0%	4.7%	9.4%	6.3%
割合 (%)	5%未満	5%～	10%～	25%～	50%～	70%～	90%～	不明
【体育のみ】	4.8%	4.8%	9.5%	23.8%	19.0%	14.3%		
【他科のみ】	16.9%	33.9%	22.0%	13.6%			3.4%	10.2%
【両方免許】	4.2%	14.6%	25.0%	14.6%	8.3%		10.4%	22.9%
	10.2%	21.9%	21.1%	15.6%	6.3%	2.3%	7.0%	15.6%

▼Q4 教職課程における体育科目の担当教員(専任と非常勤の比率)

教職課程の担当者の構成は、全体平均で「専任の割合が高い」が 39.1%、「全て専任」が 15.6%、「同程度」が 14.8%となり、非常勤講師が担当するケースよりも専任の担当者数が多いことがわかった。【体育のみ】では、「専任の割合が高い」が 52.4%と特に多く、非常勤の割合も最も少なかった。【他科のみ】では、「非常勤の割合が高い」が 40.7%と多いが、「専任のみ」も 20.3%と多く、全体平均とやや異なっていた。

表4 教職課程における体育科目の担当教員(専任と非常勤の比率)

	同程度	専任の割合が高い	非常勤の割合が高い	全て専任	全て非常勤	無回答
【体育のみ】	28.6%	52.4%	9.5%	9.5%		
【他科のみ】	10.2%	27.1%	40.7%	20.3%		1.7%
【両方免許】	14.6%	47.9%	22.9%	12.5%	2.1%	
	14.8%	39.1%	28.9%	15.6%	0.8%	0.8%

▼Q5 教職課程における必修体育科目の構成タイプ(授業区分、単位数)

教職課程に必要な体育科目構成は各大学で形態、単位数、学期などの設定に細かな差があった。しかし、実技・実習系で計2単位必要のケースが37.5%、実技と講義演習の組み合わせで2単位(以上)必要が37.5%、上記のどちらでもいいケースが 10.2%で全体の 85%を占めた。【他科のみ】では、演習が充てられるものがやや多かった。また、4単位が必要という大学が 4%あった。

表5 教職課程における必修体育科目の構成タイプ(授業区分、単位数)

	実技(実習)1単位×2、or 2単位×1	実技0.5、or 1単位+講義演習(1-2単位)	実技2単位、or 講義演習いずれか1 or 両方	演習(実技中心・実技を含む)2単位×1	講義2単位	講義と演習または演習と実習
【体育のみ】	42.9%	42.9%	4.8%			
【他科のみ】	33.9%	35.6%	11.9%	5.1%		5.1%
【両方免許】	39.6%	37.5%	10.4%		4.2%	2.1%
	37.5%	37.5%	10.2%	2.3%	1.6%	3.1%
	講義2+演習2	実技1*2+講義2	体育1単位*3と講義演習	実技通年2+半期1*2	実技9科目必修	その他・未回答
【体育のみ】			4.8%		4.8%	
【他科のみ】		3.4%		1.7%		3.4%
【両方免許】	2.1%					2.1%
	0.8%	2.3%	0.8%	0.8%	0.8%	2.3%

▼Q6 教職課程の体育科目の授業形態

体育科目の授業は、「教職課程と一般の学生が一緒に行く」が 84.9%であり、「保健体育課程のみで行う」が 95.2%であった。「両方のケースがある」を含めると、9 割以上の大学で教職課程の体育授業は一般学生と一緒に行われていた（教職体育と教養体育/専門体育は共修であった）。教職課程のみで授業を行うケースは全体の 7.9%、保健体育とそれ以外の教職課程コースがある大学で 10.4%となった。

表6 教職課程の体育の授業形態

	教職と 一般一緒	教職のみ	両方の ケースあり	未回答
【体育のみ】	95.2%			4.8%
【他科のみ】	84.2%	8.8%	5.3%	1.8%
【両方免許】	81.3%	10.4%	8.3%	
	84.9%	7.9%	5.6%	1.6%

▼Q7 授業は教職課程と一般の学生が一緒に行く場合、全履修者に占める教職課程の学生の割合

授業内に教職課程の履修者が占める割合は、10-20%が 23.5%、10%未満が 19.6%、20-50%が 17.6%となり、50%以下の割合のケースが約 6 割にのぼった。しかし、【体育のみ】ではその割合は 20%と少なく、逆に【他科のみ】では約 85%と多かった。また【両方免許】では、「把握できていない・不明」も多かった。

表7 教職課程とその他の学生が共修で行う体育の場合の教職課程の学生の割合

	10%未満	10-20%未満	20-50%	概ね50%	50-75%	概ね80%	80%以上	不明
【体育のみ】	5.0%	15.0%		20.0%	25.0%	10.0%	15.0%	10.0%
【他科のみ】	34.8%	32.6%	17.4%		2.2%	2.2%	2.2%	6.5%
【両方免許】	8.3%	16.7%	27.8%	5.6%	8.3%	8.3%	2.8%	22.2%
	19.6%	23.5%	17.6%	6.9%	8.8%	5.9%	4.9%	12.7%

▼Q8 担当教員は教職課程の学生をどのように把握しているか

担当教員が教職課程履修者をどう把握しているか、については、「予め把握している」が 25.8%であり、「把握していない・できない」は 60.9%であった。【体育のみ】でも 66.7%が把握していなかった。これは履修割合が高いためかもしれない。把握のために授業開始後にアンケートなど、教員側が調べたり教職課程をアピールしたりするなどアクションをしているケースは 5%程度であった。教職の体育科目として、予め履修者を把握する手続きが取られていたケースは 1/4 程度であり、これはシステム上の困難さによるものかもしれない。

表8 教職課程における必修体育科目の構成タイプ(授業区分、単位数)

	予め把握し ている	把握してい ない・でき ない	履修後に把 握(アンケ含 む)する	両方のケ ースがある	履修が望ま しい科目の 斡旋による	不明	未回答
【体育のみ】	28.6%	66.7%	4.8%				
【他科のみ】	20.3%	64.4%	5.1%	10.2%			
【両方免許】	31.3%	54.2%	2.1%	6.3%	2.1%	2.1%	2.1%
	25.8%	60.9%	3.9%	7.0%	0.8%	0.8%	0.8%

【Ⅲ. 教職課程における体育科目に関する記述回答】

★以下では、Q9-12 への自由記述回答の内容を整理・要約し、質問項目ごとに4区分間【体育のみ】【他科のみ】【両方免許】【教職なし】の傾向を比較した。この区分間の差異は体育の教育的価値の違いというよりも、教職課程という制度を大学がどのように内在化しているかの差を示している。

▼Q9 「教職課程の学生向けに配慮していること(授業内容や対応など)」 有効回答数 107 件

【体育のみ】17名の回答から、教育実習や将来の授業実践を見据えた指導上の配慮がなされている一方、個々の教員対応に委ねられている側面もみられることがわかった。具体的には、①指導力育成を意識した授業(技能習得+教える力)、②教育実習を想定した指導方法の工夫、があげられた一方で、③特に配慮していない、との回答も一定数あった。

【他科のみ】50名の回答から、教職学生に特化した教育的配慮は限定的であり、制度的・事務的対応にとどまっていることがわかった。具体的には、①「特に配慮なし」「一般学生と同様」が多数であり、②履修抽選や履修調整のみの事務的配慮が中心であるとの回答であった。

【両方免許】40名の回答から、教職課程全体を視野に入れ、体育を人格形成・教員資質形成の一環として位置づける意識が比較的強くみられることがわかった。具体的には、①教育実習との日程調整、②教職志向を踏まえた内容設計、③健康・文化・社会性を重視した包括的体育観に関する意見が寄せられた。

表9 「教職課程学生への配慮」に関する教職免許科目やその有無による差異

	回答件数	主な意見内容
【体育のみ】	17	指導力養成・教育実習を意識した授業展開。一方で「特に配慮なし」も散見
【他科のみ】	50	原則一般学生と同様。履修調整など事務的配慮が中心
【両方免許】	40	教育実習配慮、教職志向を踏まえた内容設計、人格形成重視、包括的体育観

▼問 10 「仮に教職課程において体育が必修でなくなった場合、体育科目の開講・履修者数などのどのような影響があると考えられるか」 有効回答数 125 件

【体育のみ】20名の回答から、体育専門課程では制度変更の影響は限定的と捉えられているが、学生動向への懸念も一部に存在することがわかった。具体的には、①「影響は少ない」とする意見が多数であり、②体育学部では履修は維持されるとの認識、がある一方で、③一部で履修者減少を懸念する意見があった。

【他科目のみ】58名の回答から、体育必修廃止は、大学や学部の制度設計次第で履修者数に一定の影響を与える可能性があるとの認識されていることがわかった。具体的には、①「微減」「一部科目閉講」の可能性、②大学や学部によって影響は分かるとの意見であった。

【両方の免許】47名の回答から、必修でなくなった場合、体育科目の縮小は避けられないとの認識が共有されていることが示唆された。具体的には、①履修者数・開講数ともに減少するとの見方が多く、②体育嫌いの教職志望者が履修しなくなる懸念があげられた。

表10 「体育必修廃止の影響」に関する教職免許科目やその有無による差異

	回答件数	主な意見内容
【体育のみ】	20	学部特性上、影響は限定的との認識が多数
【他科のみ】	58	微減～一部科目閉講の可能性。大学差が大きい
【両方免許】	47	履修者・開講数ともに減少との見方が支配的

▼問 11 「教職課程において体育が必修である意義やエビデンスなどについて」有効回答数 102 件

【体育のみ】16 名の回答から、体育は教員として不可欠な「身体性」「集団指導力」「態度形成」を担う科目として強く位置づけられていることがわかった。具体的には、①知・徳・体のバランス、②集団統率・指導力・身体理解、③体育でしか育たない教員資質の強調、があげられた。

【他科目のみ】員 41 名の回答から、体育は専門かどうかに関わらず、すべての教員に必要な基礎的資質を育成する科目として評価されていることがわかった。具体的には、①健康教育・生活基盤としての体育、②リーダーシップやコミュニケーション能力の育成、③初年次教育としての意義、があげられた。

【両方免許】39 名の回答から、体育は教職課程にとどまらず、大学教育の根幹を支える人間形成科目として捉えられていることがわかった。具体的には、①大学教育全体における体育必修論、②建学の理念と結びつけた意義づけ、③教師力（統率・協調・挑戦）の涵養、があげられた。同時に、体育必修とする妥当性を大学や学部の特性や教職課程全体の構成から再検討するべきとの見解も示された。

教職免許を授与しない【教職なし】6 名の回答から、体育の意義は認めつつも、内容・形態の再設計を求める意見が寄せられた。具体的には、①健康理解の重要性、②従来型の体育授業への批判、③フィットネス教育の転換の提案、があげられた。

表11 「体育必修の意義やエビデンス」に関する教職免許科目やその有無による差異

	回答件数	主な意見内容
【体育のみ】	16	知・徳・体の統合、集団統率・指導力育成
【他科のみ】	41	健康教育、リーダーシップ、初年次教育効果
【両方免許】	39	人間形成・大学教育の基盤としての体育
【教職なし】	6	体育の意義は認めつつ内容改革を提案

▼問 12 「中教審教員養成部会から『教職員免許法施行規則 66 の 6(日本国憲法や体育などの4科目を必修とする)の見直し』が提示されたことに関して、貴大学で何らかの対応や議論が行われているか。また、この問題に関する意見があれば」有効回答数 108 件

この問いについては全群で共通した傾向がみられ、現時点（2025年11-12月）では多くの大学で組織的対応は進んでいないが、必修体育の教育的価値に対する認識は強く、今後の制度設計に向けた議論の必要性が共有されていることがわかった。具体的には、①大学としての議論や対応はまだ行われていないのとの回答が多数である一方で、②個人レベルでの問題意識は高く、③体育必修維持を支持する意見が主流であった。

Q9～12 への回答内容に基づいて、教職免許科目に基づく4つの区分ごとの特徴を表12に整理した。P.5 冒頭に続き繰り返すが、この区分間の差異は体育の教育的価値の違いというよりも、教職課程という制度を各大学がどのように内在化しているかの差を示している。各大学や各教科による機能・役割に着目した多様な方向性の検討が望まれる。

表12 大学で授与する教職免許種の差異ごとの特徴(Q9～12の要約)

要約的特徴	主たる傾向	体育観の違い (体育は～)	必修廃止への 危機意識	制度/理念
【体育のみ】 体育必修性を自明視	影響は限定的/不可欠	教える力を育てる専門科目	低い	専門職養成型
【他科のみ】 体育の意義を積極的に言語化	他教科との関連で価値を説明	制度上存在する一般教養科目	中程度	制度依存型
【両方免許】 体育必修性に対する相対化*	体育必修の価値認めつつ再検討	教員資質形成の基盤科目	高い	理念重視型
【教職なし】 実務・運用視点が強い	大学事情により判断	再設計が必要な教育領域	構造批判型	改革志向型

* 「体育必修性に対する相対化」とは、体育科目の教育的価値そのものを否定するものではなく、必修とする制度的妥当性を大学・学部の特性や教職課程全体の構成から多面的に捉えようとする姿勢を指す。

【Ⅳ. まとめと提言】

文部科学省は、教職課程のスリム化や柔軟化、大学の自主性・多様性の尊重といった観点から、教職免許制度「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6」の見直しを進めている。こうした方向性自体は、教職課程を取り巻く現状を踏まえた合理的なものであり、一定の理解が得られるものである。この動きを受けて大体連理事会は 2025 年 7 月、その見直しに関する声明文を HP で公表し、体育科目の位置づけを現状（体育 2 単位）どおり維持する方向で慎重な審議・検討がなされることを要望している。今回の

調査では、大学教職課程における必修体育の現状および位置づけについて、134 校からの回答を整理した。まず、教職課程における体育必修の制度見直しについては、教職免許科目に基づく 4 ついずれの区分においても組織的な議論が十分に行われていない現状が示された。そのため以下で述べる教職課程における体育科目に対する認識は、各大学組織としてではなく教員個人としての回答であること、そして今回の調査は他教科ではなく体育教員自身による回答であることを前提に、整理した結果を見つめる必要がある。

調査後半の項目、すなわち大学教職課程における必修体育の位置づけをめぐる自由記述回答から、体育科目が運動技能習得の場であることにとどまらず、将来の教員として求められる実践的指導力や身体性の理解を涵養する科目として認識されている実態が明らかとなった。特に、体育以外の科目の教員免許を授与する大学の教員が、体育必修を教員養成全体の基盤科目として捉えている点は重要である。体育科目は保健体育教員養成に限定された価値を有するのではなく、他教科の教員養成を含む教職課程全体において、教員としての基盤的資質・能力形成に関わる科目として機能している可能性を、本調査結果は示唆するものである。教職課程における必修体育は、将来いかなる教科を担当する教員に対しても、身体を持つ学習者としての自己認識を形成する機会を提供している。この経験は、児童生徒の身体的特性、疲労や緊張、不安といった情動的側面への理解を促し、教室経営や学習指導における配慮行動の基盤となる可能性を有する。

そのような身体性をともなう経験（体験）学習を通じて、協働性、集団統率力、安全管理能力といった教員に不可欠な資質を育成する教育機会を、大学体育は提供してきた。これに対して、協働性や判断力といった資質は体育以外の科目や教育実習等でも育成可能であるとの指摘があるかもしれない。しかし、体育の特徴は、身体活動を通じてこれらの資質が同時並行的かつ即時的に要求される点にある

（図 1）。身体的制約や安全配慮を伴う状況下での判断や他者調整は、講義科目や模擬的活動では再現が難しく、「体育実技」という教育場面ならではの学習経験・体験であるといえる。

以上のような教員としての基盤的な資質・能力形成の獲得の「機会を生徒に」提供するためには、制度的枠組みが必要である（図 1）。すなわち、体育必修の本質的な意義は教育内容よりもむしろ、身体を通じた教育経験を全学生に対して保障する「制度的枠組み」にこそある。したがって、体育必修科目の見直しを検討する際には、科目内容の改善に加え、必修制度が教員養成の質保証に果たしてきた構造的役割を踏まえた議論が求められる（図 1）。また、今回の調査から、教職課程における体育科目の位置づけは授与する教職免許の科目属性によって異なることも明らかとなった（表 9～表 12）。このことは、教職課程における一律の制度変更ではなく、各大学や各教科による機能・役割に着目した多様な方向性の検討の必要性を示唆している（図 1、表 13）。

他に注目したいことは、教職課程における体育必修を自明のものとして捉える意見に加え、必修とする妥当性を再検討すべきとする、いわば「体育必修性に対する相対化」の視点も確認されたことである（表 12、表 13）。ただし、この相対化は体育科目の教育的価値を否定するものではなく、むしろその意義を教職課程全体の中でどのように位置づけるべきかを問い直す姿勢として理解されるべきである。

以上、本報告書の内容を踏まえ、今後の教職免許制度および教職課程の在り方を検討する上で、最後に 3 つの提言を示す。図 1 に示す「教職課程における体育必修科目の構造的役割モデル」も念頭におきながら、教職課程における体育の位置づけを今後も検討していくことが望まれる。

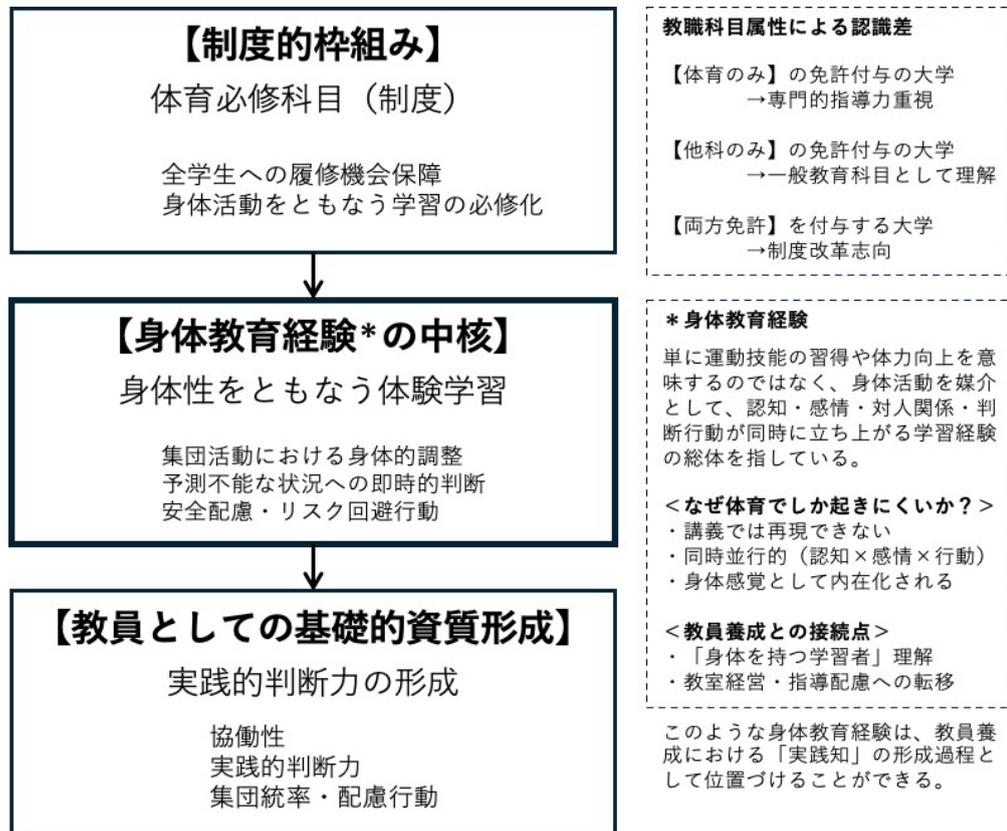


図1 教職課程における体育必修科目の構造的役割モデル

体育必修科目は、身体性をともなう体験学習を全学生に制度的に保障する枠組みとして機能し、教員としての基礎的資質形成に寄与している。

表13 教職課程見直しに関する文科省の方向性と本調査結果との対応

文科省文書に示される 主な方向性	文科省の趣旨・背景	自由記述から得られた知見	本報告書としての位置づけ
教職課程のスリム化・ 負担軽減	教職課程の過密化、 履修負担の軽減	体育必修については、負担軽減の必要性を認めつつも、教育的意義を指摘する意見が多数	単位数削減のみを基準とせず、教育的機能を踏まえた検討が必要
大学の自主性・多様性の尊重	大学ごとの特色ある 教員養成	群別分析により、大学・免許構成による意見の違いが明確化	一律の制度変更ではなく、機能・役割に着目した議論が重要
一律必修規定の見直し	柔軟な履修設計の実現	「必修性に対する相対化」は確認されたが、価値否定ではない	相対化は廃止論ではなく、再定義の契機と捉える必要
教員としての資質・能力の明確化	何をもって「教員に必要な力」とするか	体育を通じた身体性・実践性・指導力の涵養を重視する意見	体育の役割を資質能力論の中で再位置づけする必要
制度の不断の見直し	社会変化への対応	多くの大学で現時点では議論が途上	本調査は今後の制度設計に向けた基礎資料

教職課程における体育科目の位置づけを検討するための提言

【提言 1】体育科目の教育的機能に着目した制度検討の必要性

教職課程における体育科目については、単位数の削減や必修・選択の区分といった形式的側面のみならず、体育教員の専門的立場から指摘されている教育的機能や役割を踏まえた検討が求められる。

【提言 2】一律的な制度変更ではなく、多様な教職課程の実態を踏まえた議論の推進

体育以外の教職免許を主とする大学においても体育科目の意義が指摘されていることを踏まえ、一律の制度変更ではなく、大学・学部・免許構成の多様性を考慮した柔軟な議論が必要である。

【提言 3】体育科目の位置づけに関する論点整理の継続

必修性に対する相対化の視点が確認されたことを踏まえ、体育科目の縮減や廃止を前提とするのではなく、体育科目が教職課程において担っている教育的機能を整理し、その位置づけを継続的に検討することが望まれる。

最後になりますが、本調査への回答依頼を受け、教職課程の履修学生数を担当部署へ問い合わせただくとともに、時間をかけて記述回答を熱い思いで寄せていただいた全国の大学体育教員の皆様に、心よりお礼申し上げます。

以 上

★続くページでは、Q9～12 に対する 134 名からの自由記述回答のすべてを掲載しています。

【V. 教職課程における体育科目に関する調査：自由記述回答一覧】

寄せられた回答を以下の分類ごとに記載した。

- 【体育のみ】：中学校・高等学校保健体育の教員免許取得が可能
- 【他科のみ】：中学校・高等学校保健体育以外の教員免許取得が可能
- 【両方免許】：上記双方とも可能
- 【教職なし】：教員免許は取得できない

質問9：教職課程の学生向けに配慮していること(授業内容や対応など)があれば記入してください

※本質問に関しては「特になし」等の回答は割愛した

【体育のみ】質問9：

- 技能習得のみならず指導力養成までを意識して授業を実施している
- 専門実技を担当している先生方へは、教育実習へ行く際の教えるための指導方法なども含めて授業展開をして欲しいと依頼しています
- 学校現場での応用
- 全教員に向けて学生に身に付けてほしい能力について、できるだけではなく教えるなどでもできるようにしてほしいと伝えている。あらかじめ見本となるような授業構成案も提出している
- 本学は体育スポーツ系短大であり、特別な配慮等は行なっていません
- 色々な場面を想定して指導の仕方を教示すること、多様な対象者に対応できるようにルールなどを考えさせる、体育を通して何を伝えたいのか考えさせるようにしている
- 履修の条件として、学期初めにガイダンスを実施。教職課程履修者へ意思を確認。また、毎年度のGPA3.0以上修得するよう指導
- 教育実習で求められることや、指導法などについて伝達している
- 採用試験に向けた特別実習などを行っている
- 人前での話し方、人の集合のさせ方、安全・安心への配慮など

【他科のみ】質問9：

- 授業内では特になし。履修抽選に落ち続けた場合にはある段階で優先的に履修させている
- 履修登録において抽選になった場合、体育科目2単位未履修者（最終学年後期）を優先的に履修させている
- ウォーミングアップを兼ねてチームビルディングの要素を含んだ身体活動を導入している
- 教職課程生であることを全体的に把握していないが、分かった際は教員としてのアドバイスは個別に行っている
- 他の科目より出欠席をシビアに見ています。
- 実技の授業では安全管理とコミュニケーション力の向上を意識している。講義科目では、健康が学校教育とどう結びつくか、という視点で考えられるよう、例を示したり声がけをしている
- 実技科目では特別な配慮をしていない。講義科目では、将来教員になった場合に役に立つであろう内容（例えば子供の身体活動の問題）にも言及するように心がけている（回答者の場合）
- 特段の配慮はなされていない。多くの授業は学生間のコミュニケーションの促進を重視して実施されている
- 教職課程の学生が将来、教育現場で実践に活かせるよう、授業内容の中で「教える立場」を意識できる活動を取り入れている
- 教育方法を念頭に授業内容で配慮がなされている
- 実態把握ができていないため、今のところない
- 通常は2年生以上が対象の科目であるが、教職課程を履修している学生は1年生から履修できるようにしている
- コース全体では、とりわけ、教職課程の学生に対する配慮はできていないが、各クラス単位では何らかの配慮を行っている可能性はある
- 1年次必修ですので、教職免許を取得するかに関しては、全く把握しておりません
- 対象となる「健康スポーツ科学実習1・2」は基本推奨科目として位置づけられており、1学年の学生のほぼ全員が履修しています。また、クラス単位での実施となるため、特定のスポーツ種目に特化した指導は行っていません。そのため、授業内では次の点に必ず配慮しています。1)安全管理やリスクマネジメントの意識づけ、2)他者への伝え方・コミュニケーションを意識した場面の設定、3)振り返りによる指導観の整理、4)技能差に応じた段階的指導、5)教育実習等との日程調整への柔軟な対応、6)教育的配慮（インクルーシブ等）に関する視点提示、7)体調確認と健康管理の徹底です。これらにより、一般教養科目でありながら、教職課程の学生にも必要な視点を得られるよう配慮しています。また、これらは一般教養として全学生が身につけるべき重要なコンピテンシーとしても位置づけています
- 未修得者に対する優先履修
- 特別に教職課程の学生向けに授業内容を変えている訳ではありませんが、身体を動かすことの大切さや健康教育に力を入れて授業をしていますので、受講された学生は学んだことを教育の現場で活かしていただけだと思います
- ①健康や安全管理について→1回の授業として独立させてはいませんが、適宜入れ込むようにしている。②コミュニケーション機会の充実→教育実習や教員として就職した場合に、子どもを含め、多様な人とのコミュニケーション、関係構築が求められるため、積極的に設定している。とくに、教えたり教えられたりする機会、相互に支え合い認め合う機会につながるよう工夫している。③スポーツや身体運動、当該種目が苦手な学生への対応→できるだけ丁寧にアドバイスやサポートをすることを心がけ、置き去りにしない姿勢を示している。子どもを指導・支援する側になった時に、「うまくできない子ども」とどう向き合うかを考えるためのきっかけづくりである。④（その他として）抽選時の配慮→抽選の際に、芸術教育資格支援センターから教職課程登録者（希望者含む）リストを提供してもらい、そこから一定割合が当選できるように配慮している。
- 当方、教職課程を希望している学生がいることを配慮し、実技（演習）では、集合位置、挨拶、授業にてグループ活動を振り返りシートなどを活用し、講義では、「教免取得を目指している人もいます。。。」と前置きして、教員となった場合を想定して、授業を展開することもあります。他の教員の状況は把握できていません
- 児童学科のみクラスはなるべく多様な種目を体験させる。混合クラスは、授業内容で学生が選択できるように配置する
- 専門体育があるため、基本的には当該科目内で教職課程を配慮した内容とはなっていない。教職課程の学生が欠席した場合には、体調回復後に補講課題を実施できるよう、個別に対応している。一部の科では、授業内のウォーミングアップとしてリズム体操を取り入れている
- 講義「健康科学」の内容は教職課程向きにしている。教養科目「スポーツ科学」は部活指導を含めてスポーツ指導者養成の内容にしている
- 特別な配慮はないが、学生の見方が自然とかわってしまう
- 実際に教壇に立つ場合に役立つことはもちろんだが、教壇だけではない幅広い視野、視点を持てることも大切にしている

- 講義・実技内容ともに、健康的な生活についても理解を深め、自立した生活力が身につけられるよう配慮している
- 幼稚園教諭・保育士として求められる能力や仕事内容との関連性を持たせる
- 履修抽選で優先的に履修させる
- 多くの種目を実施してさまざまなスポーツ経験をさせることと、教育現場で使用できるアイスブレイク的なレクリエーションを提供している
- 実技中心の授業ではあるが、30 コマ中 3 コマほど講義の時間を設け、心身の健康を保つことが人生の豊かさにつながるという視点を共有したり、スポーツの価値について学生同士で意見を交わしたりしている。さらに、5 名程度のグループでオリジナルのニュースポーツを考案して発表・実践する機会を設け、受講生全体の前で内容を説明し運営を担当することで、教職にも通じる経験が得られるようにしている
- 高校教員経験者を 1 名以上配置、消防署による救命講習の実施
- 教員側として気を付けていることを伝えるようにしています。例えば、屋外で話をする際に学生側をまぶしくない側にする、風が正面から当たらないようにするなど、方向を工夫していることを教職の学生は知っておいたほうが良いということを伝えるなどの対応をしています
- グループによる指導案作成を含めた模擬授業を実施している授業もある
- 教職課程を希望している学生かどうか、把握していないため、普段の授業では配慮していない。ただし、質問 11 に書いたように、集中授業では配慮している。
- 身だしなみ（アクセサリや爪の長さ、体育に相応しい服装）、遅刻欠席をしない、リーダーシップ体験・体育科の目標が一貫して、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う点であることを意識した授業内容の設定
- 学部を設置される教職キャリアセンターを通じて経年的な状況把握とサポート活動を行なっている

【両方免許】質問9:

- ◎ 教育実習などと授業が重なった場合には配慮することがある
- ◎ 教育実習に向けての指導や、将来教職に就くということを前提に内容を考えている
- ◎ 教職課程の学生に限らないが、健康維持・増進を目的として、実践と講義をとおして科学的知識、技能、またスポーツにまつわる文化的背景を学ぶ科目群を設定している。実技を中心とした「スポーツプログラム」、理論の講義をしっかりと取り入れた「スポーツスタディ」により、心身に関してバランスのとれた知性と判断力を養うことも目的としている
- ◎ 学部の性質上、私が担当しているのは、保健体育の免許を取得することを前提とした学生であるため、技能的な部分の指導を前提として、指導する視点やファシリテートする視点についても考えてもらっています
- ◎ 一般学生と同一の科目を履修することになっていて、特段の配慮はない
- ◎ 指導を行う上で必要となる知識や、安全管理について含めること
- ◎ 学部生が履修する体育実技に関する授業では、教育現場を意識した安全配慮等を中心に展開している
- ◎ 授業ができるよう、実践・振り返りを大切にしている
- ◎ アダプテッドコースを設けている
- ◎ 全員が必修科目になるため、特に配慮することはない
- ◎ シラバスに「教育職員免許法施行規則 66 条の 6 における体育」と明記
- ◎ 教養科目としての共通科目「体育」を教職課程の体育 2 単位に充当しており、教職課程の学生向けの授業として編成していない
- ◎ 実践的力を身に付けるためのカリキュラム構成（指導案作成、模擬授業、省察など）にしている。また、部活動指導だけでなく、教科指導で活躍できる教員を育成するよう留意している
- ◎ 履修希望者が多く、抽選になる科目について、予め教職課程履修者名簿をお知らせし、優先的に履修できるように要望している
- ◎ スポーツ健康学科においては、指導方法の教授を意識している。他の学科においては、特別な配慮、対応はない
- ◎ 苦手な生徒への指導方法や指導案の作成についての留意点の指導
- ◎ 履修機会が 1 年～4 年の前後期で 8 回あるので特に配慮はしていない
- ◎ 授業内容だけでなく、教員としての資質能力向上も大事にしている
- ◎ 指導者としての視点から授業をみること、指導実践や指導計画の機会を設けていること
- ◎ 他者とのコミュニケーションや他者理解を促すように心がけている。また、学校現場に関するニュースやトピックを必要に応じて取り上げている
- ◎ 体育実技の授業においては、学校等で指導を行うことを前提として、学習指導要領解説の例示に紹介されている内容を基盤として、内容構成している
- ◎ 教員側になった時の動き方や指導の仕方などを授業中に、実際に見せるようにしている
- ◎ 教職用として特段、配慮していることは無し
- ◎ 授業内容で得に教職に関与が強いと思われる場所は、そのように前置させる
- ◎ 「〇〇指導法」という科目では、授業指導案の作成、模擬授業の実施を行っている
- ◎ 教職課程の学生には皆出席を求めるが、強化指定クラブの公式試合で欠席する場合は公欠とする
- ◎ 学校教育現場で必要な知識を身に付けられるように、救急法などについても取り入れています
- ◎ 選択抽選科目であるため、教職課程のある学科の高学年から優先履修
- ◎ スポーツと教育の関わりについて意識し、考えられるように工夫している
- ◎ 教育実習に向け、実践的な知識の提供をメインとしつつ、獲得した知識を応用できるような模擬授業を豊富に展開している

質問10: 仮に教職課程において体育が必修でなくなった場合、体育科目の開講・履修者数などにどのような影響があると考えられますか？

【体育のみ】質問10

- 本学においては、実技科目が卒業単位にも入っているため、特に影響はないと考えられる
- 本学部においては、あまり関係がないかと思えます。保健体育科の免許であるため、体育実技に相当数の単位取得が必要となります
- 減ると思う
- 本学は体育学部であるため、大きな影響はないと考える
- ある程度の減少はあると思えます
- 本学では学んでほしい領域を必修にしているため大きくは影響しないと考えている
- 大きな影響はないと考える
- 特に影響はないと考える(中高保体のみの教職課程のため)
- 対応する科目が開講されることはないが、履修者数は減少する

- 減る可能性あり
- 保体免許課程以外は履修者が大幅に減少すると思われます。
- 履修者数が減り、科目開講数や適性人数の見直しが行われる、体育授業用の予算規模が縮小する
- 全学科目として開講されている共通科目のため、大きな影響はない
- 現状を踏まえると、一般学生が履修する割合が大きいため、履修者数は大きく減少しないものと推察される。ただ、種目によっては教職課程の学生が多く集まる種目の体育科目もあるので、少なからず影響はあるかと思う
- 本学は保健体育科免許の取得ができるが、66 の 6 の体育が必修でなくなった場合の教職課程志望者は「体育の基礎経験」がないまま専門的な実技や指導法科目を受講しなくてはいけなくなってしまう。そのため、指導力の礎が弱くなる可能性が考えられる。また、教職課程を志望する学生と志望しない学生の実技経験の差が顕著に二極化してしまう可能性も考えられる
- 激減すると思われる。教員数も減る可能性がある
- 変化しない
- 受験生が減少する
- わずかであるが、ある

【他科のみ】質問10

- 一部の科目が閉講、履修者減の可能性あり
- 本学では、体育実技に関しては学部・学科に関係なく必修科目として設定しているため、履修者数に変化はないと考えられる
- もともと教職希望者の割合がそれほど多く無いため、微減程度だと予想される
- 本学は、体育科目2単位が卒業要件単位数となっているため [一部の学群(学部)は除く]、履修者数は変わらないと思われます
- 履修者数の約20~30名の減少(現状総数約350名程度の履修)
- 栄養教諭課程は選択のため影響は少なく、幼稚園教諭課程の履修者は減少すると思われる
- 本学ではほぼ影響はありません
- 短期的には若干の履修者数減少が見込まれるが、長期的にはカリキュラム改正時に、選択化、クラス数の減少、ひいては開講しないことが予想される
- 開講されなくなると思います
- 昨年、体育(実技科目)なしでも教職免許を出せるように改定されたが、全く影響がなかった。むしろ履修希望者数は増えている
- 本学は健康スポーツ科目2単位が卒業必修なので、66条の6に関わらず履修行動に変化はないと思われる
- 影響はない
- 履修者数はある程度減少すると思います
- 教職履修者の中に運動が苦手な者が一定数いると考えられるため、履修者数は減少する
- 体育科目の縮小化が懸念される
- 回答者の所属する学部での講義科目の履修者は相応に減少すると思われる。実技科目についてはどのみち必修のため、影響はない
- 体育理論(教員免許取得に必要な選択講義授業)の履修者が減ることは予想されるが、大きな影響はないと思われる
- 現状ではあまり変化や影響はないと考えられる
- 実技に関しては、1単位が卒業要件なので特に影響はありません。講義科目は履修者が減少する可能性があります
- 特に影響はない
- 開講するが、履修者は幾分減ると思う
- 本学の場合は、教職課程に所属している・していないに関わらず均等に抽選をしているため、履修者数の減少などは考えにくい。一方で、体育科目の開講の必要性についてまで議論が及べば、体育系教員の担当授業数や配置に影響し、人員配置やカリキュラム再編の検討が必要になることも考えられる
- 体育実技が必修なので影響はない
- 選択の体育科目に関しては受講者が減少し、それに伴い開講クラス減となることが予想されます
- 現状では影響はない。体育科目(2単位)が必修であり、教職課程に関わらず学生は授業を履修しているため
- 本学は学生数が少なく科目の選択肢も少ないため、影響はないと考える
- 科目群の構成上、影響はほぼない
- 履修者は減少すると思われる
- 元々卒業単位の体育2単位が必修なので、本学においてはあまり影響がない
- 履修者数の減少に伴い、開講コマ数が減る可能性がある。また、それに伴い、体育授業担当教員の退職後の人事補充がなされず、体育スタッフが年々減少する可能性が考えられる
- (必修)体育科目の開講数は卒業に必要な体育の単位数に大きく影響されています
- 多少減ると思う
- 現時点は、卒業必修のため、変更はない。ただ、教職課程の必修が外れることが議論されていることで卒業必修の見直し(選択化)の議論が始まっている
- 本学では、影響はないと考えている
- ほとんど影響はない
- 現時点では、学部カリキュラムとして必修となっているので、教職単位として、体育が必修でなくなったとしても、体育科目の受講者数にも、教職受講者数にも大きな影響はないと考えています。教職受講者数に影響はないと考えられます
- 卒業要件必修でない学部につき、減少する可能性はある
- 体育関連授業は教職課程のために開講しているわけではないため、影響は限定的だと思われます
- 必修授業として位置づいているので大きな影響はないと思います
- 本学においては履修希望者が多く、抽選が発生している人気科目なので、履修者数や開講クラスが減ることはないと考えている
- 体育科目の開講・履修者数などに変化はほとんどないと思います
- 単純に免許の取得のためだけに履修している学生だけを考えると現在の開講コマ数の10-15%程削減され、必修でなくなれば厳しく見積もれば20%以上削減される可能性もあると考える
- 本学においては、体育科目の開講状況および履修者数に大きな影響が生じると考えられる。現在も一定数の履修者は存在するものの、学生が主体的に体育実技や講義を履修しているとは言いがたく、実際に履修学生が減少している学科(開講コマ)も見られる。特に一部の学科では、実技科目と講義科目をそれぞれ1単位ずつ履修する学生が多数を占めており、選択必修であることが履修行動を支えている側面が大きい。また、新入生オリエンテーションで学科教務担当教員が体育科目について説明した年度は履修者が増加し、説明がなかった年度は履修者が伸びなかったという事例からも、体育科目の履修は学生の自発性よりも制度的案内や必修性に強く依存していると考えられる。そのため、必修から外れた場合には履修者が減少し、開講コマの縮小や科目存続への影響が生じる可能性が高い
- 体育科目の開講・履修者数は約2割減を見込んでいる。退職者の公認補充も難しいかもしれない
- 本学の場合は、人数の変化はない
- 経費削減の中、非常勤講師数も減らすことが命題となっており、専任教員のみで対応できる限りなくミニマムな開講数になることが予想される

- 体育科目の開講・履修者数は減ると思われる
- 今はよくわかりません
- 選択科目として残ると思うが、履修者数は大幅に減少すると思います
- 特段の影響はない
- 1クラスは閉じることになる
- 教職に体育科目が必要なくなれば、大学の方針として授業を設置しなくなるかもしれない。
- 年 100 名（通年 2 クラス）の履修者（開講科目）数の減少が起こる。これにより、非常勤講師等の採用人数の減少は想定される。体育科目は、すべて選択科目であるため、大学に与える影響はほとんどない
- 本学ですと、そこまで大きい影響はないと考えていますが、場合によっては開講数を減らしても対応できるということになり、専任教員を減らすということにつながるかもしれません
- 減少すると予想される
- 現在でも、定員に満たないスポーツ実技授業が複数あり、履修者数が大幅減となることは十分予想される。そのうえで本学における体育の価値が問われ、いずれは廃止されるかもしれない
- 健康栄養学科（現、管理栄養学科）は、スポーツとウエルネス論は必ず履修させましょう、という方針のため影響はないが、現時点でこの件について検討されておらず想像が難しい学科もある
- 教職課程は一般に免許取得のために必要な科目で占められ、学生の履修選択の自由度があまりない。したがって免許取得に必要でなくなった時点で大幅な履修者の減少が予想される

【両方免許】質問10

- 履修者数は大幅に減少する。それにも伴い、科目数も減少する
- 開講数も履修者も減少すると思われる
- 質問 9 で回答した通り、教職課程の学生に限定した開講はしていないため、開講・履修者数には影響はないと考えるが、教職を目指す学生で「体育嫌いな学生」は受講をしない可能性がある
- これまでの経験上、身体を動かすような実技種目は人気が高く、教職課程から体育が必修で亡くなった場合もある程度人数確保ができると思いますが、体育実技の魅力には技術的な部分のみならず、教員として必要となる「協調性」「コミュニケーション」といった要素の習得にもつながるため、必修でなくなることには反対です
- スポーツ科学部（保健体育教職課程履修者所属）は今後も引き続き必修となる。保健体育以外の教職課程履修者は 1 学年 10~15 名程度であり、大きな影響はない
- 減る可能性はあるが、本学は小学校免許も取得するため、何らかの形で残していく必要はあると考える
- 小学校教員となる保健体育を専科としない学生の体育に対する知識が不足すると思われる。加えて、履修者自身がスポーツを楽しみ、今後の人生に活かせるような経験の機会の喪失につながる可能性がある
- 開講・履修者数ともに減少すると予想します
- 共通教育から体育実技科目が 5 割ぐらい減る感じがします
- 大幅減少
- 科目自体（授業自体）がなくなる可能性がある。結果的に教員定員減にも影響する可能性がある
- 選択科目になり、数年後には廃止となると考えられる
- 受講者は全く変わらない。
- 全学必修となっている現行 2 単位（学部によっては 3 単位）を削減する理由に使われてしまう可能性がある
- 本学は体育大学なので、影響がほとんどない。必然的に、教科に関する専門的事項において、体育実技を複数履修する必要がある
- 履修者数が 3 割程度減るものとする。（保健体育科以外の教科の履修者数）
- 体育科目の開講・履修者数は、多少減る可能性がある
- 本学では「体育」が卒業要件の一部となっているので、大きな影響はない
- 開講時間帯によってはある程度大きな影響があると考えている
- 特に影響はないと思う
- 必修科目ですので、特に影響はない
- 顕著に減ずると考えられる
- 特に影響は無いと考えています
- 大学側としては、必修 2 つ目の共通科目「身体運動Ⅱ」をなくす可能性がある
- ダンスに関しては、教職のための授業をする必要がなくなるので、受講者は増えると思う
- 履修者数は減ると考えます
- 開講・履修者数が激減するかどうかは不明だが、減ることは間違いないと予想している。
- 保健体育の免許希望者には影響はないと考えるが、他教科の免許取得者は履修しないことが想定されるため、履修者は減少すると考える
- 特になし(全学 2 年間必修のため)
- 開講数、履修者数ともに減少する
- 余り影響はない
- 影響は限定的
- 講義科目の履修者が減少すると共に、非常勤講師の雇用が削減されるかもしれないと感じている
- 本学は影響ないと考えます
- 体育以外の教員免許希望者はそれほど多くないため、あまり影響はないものと思われます
- 中・高の保健体育の教員免許取得者以外は履修者が減少し、開講数も減少すると考えられます
- 履修者数が減り、科目開講数や適性人数の見直しが行われる
- 若干の履修者減にとどまると思われる
- 履修者数の減少が予想されます
- 保健体育科以外の科目の免許取得を目指している学生の履修者は減ると思う。そうなる開講科目数も減らす方向になると思う
- 現在のところ、体育が全学必修のため影響はないです。ただし、その他の事情と合わせて、必修でなくなることに影響する可能性は否定できません
- 影響は不明
- 本学の場合は、教職課程の履修者以外にもスポ健科目の講義、演習を履修してくれる学生は多いです（各学部の自由枠の単位になる）。しかし、我々は教職科目として全額開講のスポ健科目を重要視しています
- 開講科目数の減少
- 学部や授業の時間や曜日などにもよるが、履修者数は減ると考える
- 影響なし
- 教養基礎科目として学部卒業要件である学部が多いため、ほとんど影響はない

質問11:教職課程において体育が必修である意義やエビデンスなどについてご意見があれば記入してください

【体育のみ】質問11

- 保健体育教員の教育課程論においては、さほど大きな影響はないと考えられるが、保健体育以外の教科の免許取得条件から体育がなくなることに伴って、教員自身の運動や健康に関する意識の低下、また、「知・徳・体」をバランス良く育成する使命を担う教員として、「体」の知識が欠如してしまうことは大変危惧される事項であると考えます。体育の授業のみが、大勢の子どもを「動かす」スキルが必要となる（他の教科の多くは、座学の教室内で授業が完結するため）が、教員になれば、学級活動や学校行事等において、子供達を誘導し統制するスキルが必須であり、それを学べるのは体育のみである。また、自分の心身と向き合いながら、また仲間と触れ合いながら学びを深める活動は、体育の強みであると考えられる。人として生きていく上で必要な「態度」の育成に欠かすことのできない「体育」を、教員を目指す学生は是非履修し、多くの仲間と共生して学び合い高め合う経験を積むことが必要であると考えます
- 他の教科の教職課程においては、体育が必修でない場合には、問題があるかと思えます。総則（3）において学校における体育・健康に関する指導が記載されており、それらは学校生活を通して指導するべきであることから、体育は教職課程において重要な役割を持っていると考えています
- 保健体育免許取得のため
- 人の健康を考える上では、必要だと思えます
- その種目において、安全性で精通していないと気付かないところもあると思えます。その点については、行っていただいた方がよいと思えます
- 教員の健康管理に必要と考えられているのではないか
- 体育に関する科目は、保健体育科教員の養成過程において、運動学習に関する指導法を教授する機会を保障している
- 児童生徒と共に学校生活を送る上で、体育スポーツに親しむことのできる教員の存在意義は大きいと思えます。
- 体育・スポーツの専門的な指導や教育に関する専門知識が乏しい者が体育授業を担当することになれば、子どもたちの運動・スポーツを通じた健全な心と体の育成や、生涯に渡ってスポーツを通して豊かなライフスタイルを実現するための素養を身に付けてもらうことができなくなってしまう可能性がある、そのことは医療費の拡大をはじめとする社会的課題をこれまで以上に生じさせる可能性がある
- 生きていく上で必要なライフスキル（身体的教養や危機管理能力）を養う場でもあり、自らの身体や他者との違いを身体活動を通して理解する場、学校で行ってきた体育とは異なる生涯スポーツの入口としてのスポーツの価値を知る場でもある
- 教職課程を履修する学生は、言い換えれば、学校教育に携わる意思がある者と捉えることができる。将来、特に小学校～高等学校における教育に携わる可能性が高いことを考えると、学校教育においては、知識を学ぶだけでなく、心身が急激に発達する年代であり、身体運動による心身への影響や効果を自身の経験から学ぶておくことは非常に重要かつ意義深いものと考えられる
- 専門家ではないためわからない部分もありますが、体育が必修でなくなってしまう場合に成長期の子どもたちの身体活動量は確実に減ると思えます。身体活動の不足は将来の医療費増・生産性低下に繋がる可能性があるため、学校での介入（必修）は長期的な社会コスト削減にもつながると考えます。コスト面だけではなく、スポーツは社会をよくする力があると思えます。（公平性、多様性を受け入れる、他者を敬う、問題解決能力向上、モラルやマナーを学ぶなど）それらを日本は今まで体育を通して学んできたと思えます。必修でなくなった場合に、日本は社会的に大きな損失を被ると考えます。（論文などは探せていませんが...主観です）

https://ispah.org/wp-content/uploads/2022/06/WHO-Promoting-physical-activity-through-schools-policy-brief.pdf?utm_source=chatgpt.com

https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/physical-activity?utm_source=chatgpt.com

- 自らが健康であること
- シングュラリティなどネット環境がさらに発展する未来において、健康保持する学習を行う最終段階となるのが大学である

【他科のみ】質問11

- 身体運動の機会を確保し、その重要性を学ぶことは、身体活動の機会が著しく減少している現代社会において、生涯にわたり健康で文化的な生活を送るために、ますます重要になっている。健康はすべての生活の基盤であり、それを支える運動・栄養・休養などについて正しい知識や指導技能を身につけることは、子どもたちの教育を担うすべての教員にとって不可欠な素養であると考えます。したがって、体育は教員養成の課程において不可欠であると考えます
- 教員としての業務の中で集団を統率する場面では、必ず整列、集合・離散の指示などが必要となる。体育ではこうした座学では経験できない唯一無二の内容を展開しているため必要であると考えます
- 以前は、授業終了後の確認となっておりましたが、教職課程に進んだ学生の多くが、体育実技において豊かなコミュニケーション能力を発揮し、リーダーシップをとってくれていた印象が強いです。本学では、1年前期に体育実技が必修で開講されており、他の授業では醸成しにくい能力を教職課程履修者が最初に発揮する場に体育実技がなっているのではないかと感じています
- 実際に運動、スポーツを教授する科目を担当しなくても、学生のうちに体育の必修授業で運動やスポーツ等の身体活動を通して協力することや他者への配慮など、座学のみでは学修できない学びがある点に大きな意義がある
- 教員養成課程としての体育の在り方を考える必要があったかもしれないが、個別対応は一般大学では難しい
- 体育科目において修得できる知識・技能は、総じて「社会的教養」とされるものを網羅していると考えられる。66条の6において社会的教養を身に付けることを目的としているのならば、体育が必修であることは的確である
- 生徒の学校生活・学校行事に強く関連する
- これまで村山先生はじめ諸先生方から出していただいたご意見に賛同します
- 子供時代の身体活動の必要性という観点と、大人になってからの体験知の集積・非認知能力の差異が生じると言う観点から、体育の必修は残すべきであると思う
- 小中高の教員として、児童・生徒のウェルビーイングに配慮する上で、身体的健康を中心として扱う体育科目の履修は必須であるべきと考える。心理的、社会的要素についても、大学体育においてより積極的に扱っていく必要があると思う
- 知育体育の理解、実践として不可欠と考える。人間の身体を理解したり、自己や他者の身体を認識・意識することは個人の発育発達、健康の管理増進に役立ち、教育者としての能力向上に資すると思えます
- 本学の体育科目では、アダプテッド・スポーツを教育の中核に据える方向性を検討している。とりわけ教職免許取得を志す学生に対しては、障害理解の深化という観点から、アダプテッド・スポーツを履修する意義が強調されている。現在、本学における教職課程履修者は多くはないものの、その教育的価値を踏まえ、当該科目を必修として位置づける方針は維持すべきであると考えている
- コミュニケーション能力やリーダーシップを身に付けるには最適
- 児童・生徒の健康教育、安全指導、運動遊びなどに関する基礎的理解が不足し、学校現場での指導力の偏りを生むことが懸念される。また、小学校1～4年生においては、国語・算数に次ぐ授業時間数であるため、学ぶ必要性は高いと思われる。
- 体育実技の経験を積む意味では必要と考えるが、経験がないと指導できないとは考えていない
- クラス担任になると、学級活動で運動やスポーツを実施する場合もあることを想定すると、安全配慮や効果的合理的な活動になるような企画運営について学修したり経験したりできる授業が必要であると思われる

- 体育は学部も学年も混在している、少人数の授業であり、行動を伴いながら皆で何かを作り上げているという経験を担保する場にもなっている。様々な意見や考え方の人が一緒に何かを達成する経験は教員になる人間にとっては有意義な経験となると考えます
- 大学体育授業は、第一に、児童・生徒の体力や健康を支える上での有効な体育授業を学校教員が実施する上での基礎理解を促す役割がある。第二に、同時に、学校教員というストレスフルな職業、主に感情労働や肉体労働においては、教員自身が精神健康を損なう可能性がある。このことを考えると、日々の運動・身体活動を実践し、体力を高め、予防的に心身を整える必要がある。また、学校現場でのストレス対処行動の1つとして運動・スポーツ実践が有効であることを理解し、自身で意識的かつ習慣的に運動・スポーツに携わる態度を大学体育で育成することは大きな意義がある。実際に、レジャーとして運動・スポーツを日常生活に取り入れることができれば精神健康に肯定的影響をもたらすことが示唆されている。＜エビデンス＞西田順一（2018）小学校教員の身体活動がメンタルヘルスに及ぼす影響性：身体活動質問表（IPAQ）日本語版を用いた検討。体育学研究
- 教員としての仕事の1つである運動会や体育祭の計画・運営、体育系部活動の顧問に対しては体育は不可欠であると考えます
- 教職課程で体育を必修とする意義は、児童生徒の安全を守るための基礎知識・技能の習得に加え、運動学習を通じて指導法、コミュニケーション、協働など教員に必要な実践的スキルを体験的に身につけられる点にあると考えています。運動能力の個人差への理解はインクルーシブ教育にもつながり、健康教育の基礎知識は児童生徒の生活習慣形成の指導に直結します。また、スポーツ活動には「日常から離れ、一定のルールのもとで失敗してもやり直しがきく」という教育的機能があり、児童生徒の成長を支える学習環境づくりを理解する上でも重要です。これらは教育学・健康科学等の研究でも有効性が示されており、教職専門性の基盤として体育が必修とされていると理解しています
- 教員になるにあたって、必要最低限の身体や健康（その他、簡単な応急手当等）に関する知識と、最低限の実技を身に付けておいてほしいため、教職課程においては、体育の履修には意義があると考えています。小・中学校での体育施設や設備の管理を教員が行ったり、運動会、体育祭等の行事運営に体育実技で修得する知識が役立つものと考えております。
- 体育実技は今後も必修であることが望ましい。（教育実習、介護等体験における集団指導能力の養成等）
- 本学の体育授業内容においては、生活習慣と健康に関する内容やコミュニケーション、ライフスキルなどのテーマも扱っており、教員としての仕事として中高の生徒の心身の健康管理指導にも重要な意味を持っていると思われま
- 教育基本法の第一章第1条に以下のように書かれており、自分で行動していく気持ちにあふれていて、心も体も健康な、社会の一員として活躍できる人を育てる上で、体育は最も貢献している科目だと思いますが、エビデンスは不足しているように思います。第一章 教育の目的及び理念 第1条（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない
- ・体育は、教職の対象である子ども（人間）の身体と心の健康、その維持向上についての知識・方法を実践的に学ぶ、唯一といってよい学習機会である。とくに、身体について学ぶ機会は、心（心理、精神）について学ぶ機会よりも極めて少ない。・子どもの心身の健康や健全な成長・発達への取り組みは、体育教員や養護教員、カウンセラーなど一部専門家のみで担えるものではない。すべての教員が一定の知識を持ち合わせることで、その実行力や推進力を強めるのではない。逆に言えば、学校教育現場において、子どもの「健康」を一部のみに押し付けられないためにも、全員が学ぶ必要があると考えている。・教員は「子どもが健康だから何もしない」ではなく、「それを維持向上する」という重要な役割を担っている。「子どもが不調をきたしてからどうするか」ではなく、そうならないための知識・方法を、教職課程履修者全員が学ぶ意義は大きい
- 「体育実技」という前提とすれば（弊学は、講義科目の履修でも代替可能な学部があります）、身体活動による体力の向上や健康維持、ルールの順守や挨拶、他者との協力やコミュニケーションなど、他の科目では獲得できない要素の獲得が可能になると考えています。過去に社会科の教員免許の取得を目指す学生から「なぜ、社会の教員免許に体育が必要なのか」質問されたことがありましたが、授業終了後に納得していました。体力の向上、健康の維持等は、分野問わず、生きていく上で重要な要素であると考えています
- 教養体育における体験的学習は、身体を動かす楽しさや協働の価値に気づく機会を提供し、教員として必要な知識や技能を体系的に学ぶ専門体育とは根本的に性質が異なる。いずれも独自の役割を担っており、どちらも不可欠である
- 学習指導要領に示されている安全教育や健康教育の面で教職学生には必修の内容であると考え
- 生徒の健康管理にも関わることになる人間が、その知識習得ができなくなるのはマイナスだと考える。また、体育の授業は、講義科目とは違い、同じ目的に向かって、1つの集団の中で、教員を目指す学生の立ち振る舞いは、プチ教育実習であるとも考えるので、とても重要な授業だと考える
- 文化的な面も含めて運動やスポーツの必要性を理解し、自らも運動やスポーツを楽しめる一人間としての教師を育成する観点から有効であると考え、現状、それが実現しているかは疑問に感じる。本学の開講実態では、受講した学生から「幼稚園教諭免許状に必要な科目ですか？」という意見が出てきてもおかしくない。しかし、それは本学に限ったことなのか
- 体育は学校授業科目だけでなく、人が充実して生きていくために「健康や運動のリテラシー」を正しく持つことにおいて重要であるため、教職課程において必修であることは非常に意義深いことと思われる
- 自分の身体と向き合い、健康的生活を考えるうえでなくてはならない科目だと思います
- OECDの「Making Physical Education Dynamic and Inclusive for 2030」で示される体育や身体活動の多様な成果にもあるように、教師として求められる認知的能力及び非認知的能力の育成に有益であり、また、それを体現し学生・生徒のそれらの能力を育成するために適した科目であると考えます
- 指導現場では体育行事やレクリエーション行事などがあり、教員自身がある程度のスポーツに関する知識や実技能力、安全に配慮した教育方法を学ぶことが必要だと考えている
- 教職の仕事は、単に教科の指導をするだけでなく、小中高生の学校生活全般の指導を担っており、子どもたちの心身の健康を保てるように指導する責任がある。教職に就く者は、心身の健康を保つことの重要性を理解して子どもたちの前に立つ必要があり、具体的な予防、対処方法に関する知識を身につけておくことが欠かせない。教職課程において体育が必修でなくなると、子どもたちの心身の健康がないがしろにされる、取り返しのつかない状況になることが懸念される
- スポーツを通じた身体活動をするることによる、身体の変化、気分の変化などを理解しておくことは、教職履修者にとっても重要な視点であると思います。座学だけでは得られない知見を学ぶことができると思います。またチームスポーツをすることで、短期的なグループ活動、リーダーやフォロワーの経験もできます。チームワークや他者と協調するような学習の方法として、スポーツ活動を体験しておくことは、働くうえで、教職を取るうえで重要であると考えます。また運動習慣を身に付けること、体について理解することも含めて、体育は最低でも1単位は必修にするべきと考えます。ほかに代えたい科目であると思います
- エビデンスではないが、生徒へ「健康の大切さ」や「健康増進の方法」を伝えることに必要であり、休職する教員が増えていることから長期間安定して教員生活を実施するために必要であると
- 集中でスキー実習などを実施していた時（現在は閉講）は、教職課程者に、①親睦会の企画、運営、②バス、食事、全体授業の際の点呼なども任せていた。教員になった時に即使える技術になるだろうという理由からだった。体育は、「スポーツを教える」授業という以前に、「身体を介したコミュニケーションを学ぶ場」であると考えている。そのため、体育が必修から排除されると、教員としての資質や人間形成において大ダメージとなり、わが国における教員という存在そのものにおいて、憂慮する事態になるであろうことは容易に想像できる
- 教員からのコメント 1： 個人的な印象ですが、共通教育（スポーツ）や専門科目（体育）での取り組み状況と教員への適性は緩やかなリンクがあると思います。得手不得手に関わらず、体育・スポーツに積極的に関わろうとしない学生は教員としての適性に乏しい傾向があるように思われます。教員からのコメント 2： 授業への取組状況を見ると、何となくこの学生は教職に向いているな、やっていけそうだなといった印象は受けます。また、大学での体育に関する授業を通じて、「安全」「健康」「体育的行事」等の知識・技能が身につく、

それらが教員となった際に必要になるとは考えています。教員からのコメント 3：どの教科の教員も、学級運営、行事など授業以外での活動があり、洞察力、コミュニケーション力、規律を遵守させる力、倫理観、配慮する力（思いやり）などが必要になると思います。これらは、体育・スポーツの授業の中で少なからず育むことができるため、教職課程においては当該授業は必要に思います

- 体育が必修であるべきと考えられた従来の考え方を継続して支持する。加えて、今後の生活環境や産業の変化に伴い、人間に向き合う職種に就くものにとって、リアルな現実世界(とりわけ身体性を伴うもの)に向き合う機会はより重要となるだろう

【両方免許】質問11

- ◎ 教職課程のみならず、大学教育において体育は必修であるべきだと考えている
- ◎ 本学を創設した「聖公会」と「スポーツ」(体育)は深い関係にある。聖公会は、16世紀の英国宗教改革によって生まれた英国国教会を母体とするが、国教会体制を堅持する目的で、1617年に英国王ジェームス1世が公布したのが『スポーツの書』(The Book of Sports)であった。この時に奨励されたのは、アーチェリーや跳躍競技、モリス・ダンスなどであった。その後、さまざまスポーツ競技が英国において誕生し、近代スポーツのほとんどが英国起源である背景には、このような歴史がある。1828年に、英国の歴史あるパブリックスクール、ラグビー校の校長として着任した。聖公会の司祭であり、神学博士でもあった、トマス・アーノルド(Thomas Arnold)は、カリキュラムを大胆に改革し、学生の知力のみならず、全人的な人格教育を徹底的に行った。アーノルドがその教育改革の基軸として着目したのが、キリスト教教育と共に「スポーツ」であり、とりわけ「フットボール」であった。これが「ラグビー」の起源でもある。スポーツが人格教育に重要な意義を有することを訴え続けたアーノルドに、強い影響を受けたのがピエール・ド・クーベルタンであり、彼はアーノルドの精神を基礎として、スポーツマンシップ、フェアプレーの重視、人間形成と教育に貢献するスポーツの振興を願って、近代オリンピックを興していくのである。このように本来、「スポーツ」(体育)とは、「人間性を回復」(レ・クリエーション)し、人格を養い、信頼と愛によって結ばれた共同社会を形成し、心身の健康を増進し、自然と共感するための「人間教育の文化」であった。私たちA大学は、その学則第1章第1条において、「本大学は、キリスト教に基づく人格の陶冶を旨」とすると定めている。その意味で、教職課程に限らず、本学に、「スポーツ」(体育)が授業で行われることは、本学の建学の理念に照らしても、大いに意義あることだと考える
- ◎ 上述したように、体育実技を通して、保健体育以外の教科教育や学校の教員として必要な要素が習得可能であると考えます。例えば、「挑戦する力」「継続性」「コミュニケーション」「協調性」といった社会性をはじめ、実際に教壇にたった際には「集団統率」「ファシリテート」といったいわゆる教師力を培うことも体育は担うと考えます。こうしたことが大学において体育が必修である意義です
- ◎ からだを通した自己理解、他者理解、コミュニケーション能力の基礎となっていると考えます
- ◎ 体育はその後の人生にも健康という側面に関わりがあるため、教職現場に就き子どもたちと直接関わる教職履修学生は、体育の意義を大学授業(教職課程)で捉え直し、再考していく機会を与えることになる
- ◎ 教職課程に限らず、学修において健康であることは必須といえます。日頃から、からだを動かす運動・スポーツは、大学生活をより良く過ごすために必要であると考えています
- ◎ コミュニケーション作りが大いに役立つ。健康の維持増進
- ◎ 人間の身体および運動についての理解、各校種における専門科目としての体育への導入、幼稚園・保育園等における専門科目としての健康への導入
- ◎ 大学の教職課程で体育が必修であるのは、「身体」や「安全」への理解が、すべての教員にとって不可欠な基礎能力だからです。①子どもの心身の発達を理解するための「基礎リテラシー」だから・・・子どもの成長を理解する ②学校安全・健康管理に関する教師の必須能力を育てるため・・・事故や健康リスクを防ぐ ③学級づくり・人間関係づくりに不可欠な“身体活動を介した学び”を理解するため・・・学級づくりや協働を促進する ④“生涯にわたる健康”を指導できる教員を育てるため・・・生涯健康を支える ⑤教科指導の互換性と連携を理解するため・・・授業力を高める 体育は、これらを総合的に身につけるための教師の教養科目としての意味を持つと考えます
- ◎ 教養体育と教職体育の目標や内容は同一ではないとしても、共通する部分がかかり多いように思う。現状で多くの大学が教養体育と教職体育を区別なく運用しているのは、効率的かつ正当性があるとの主張は、ある程度妥当ではないか
- ◎ 学校教育の根幹に「知・徳・体」がある。学校現場においては、保健体育科の教員以外にも、健康教育や安全教育を担う必要がある。そのためにも大学の教職課程において、体育を必修として学ばせる意義は十二分にあると考える
- ◎ 学校現場では、体育大会、球技大会(クラスマッチ)等が行われている。クラス担任(教員)として、最低限の当該行事に関わる知識、技術は必要である。また、一般教養として、生徒に対してアドバイスをするための体育・スポーツ・健康に関する知識、技術は必要である
- ◎ 健康や全人教育の観点から体育という教育の価値を重視するように考える
- ◎ 異なる学部・学年の学生と同じスポーツを行いながら積極的な交流を図る機会は重要である
- ◎ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定められているからという理由だが、根本的な意義は理解できていない
- ◎ 身体運動文化を学ぶ、という位置づけが望ましいのでは、と考えます。無論、スポーツの運動技術の学習を協動的に学ぶことで、心理的社会的な能力の獲得が促進されるが、体の使い方や動かし方を学ぶことによって、日本人的な意識や考え方を学ぶことができ、有意義である
- ◎ 弊学は多種の教員免許を出していますが、通信制大学なので、一般的な議論とは異なっていると考えられます
- ◎ 体育を必修とする意義はあるけれども、教職課程に特化しているわけではない
- ◎ 小学校教員養成課程でも、体育の授業があるため、必要であると考えます。しかし内容は健康づくりやレクリエーション的なものが良いのではないかと考えます
- ◎ 意義については、貴大学体育連合理事会声明で明示されているとおりである
- ◎ 教育基本法第1条における教育の目的の箇所には、「心身共に健康な国民の育成」というワードがあるため、教育場面において、児童生徒に身体活動の意味や価値を伝えることは必須であると言える。教職課程では、体育・スポーツに関する知識や教養の修得は必要不可欠であると考える
- ◎ 学生に「教職課程で体育がなくなる可能性があるが、そうなった場合どのような能力が育たなくなるか。逆を言えば体育で身についた、あるいは体育を通して学んだことは何か」と質問したところ、コミュニケーション能力、協同、協調性、礼儀、諦めない心、忍耐力、人間性の成長、リーダーシップ性が身についた、学んだと回答があった。体を動かす楽しさや健康の維持・増進を目的に体育を捉えがちだが、学生たちは教員が教えることのできない非認知能力を体育から得ていることに私自身も気が付いた。日本の未来を担う子どもに対し教育をする立場の人間が、体育を通して「非認知能力の獲得体験」をすることは大変貴重で意味のあることだと考える
- ◎ 人生100年時代を生きる上で、体育は必須であると思う
- ◎ 全ての教科のベースになるもの
- ◎ 高校までの保健体育とは異なり、大学での体育は一般体育も含めて、スポーツ科学や健康科学の学術的根拠をもとに学習できる。何よりも自分の体について知らない学生が多いため、実技や講義を通してこれらを体感できるため、その重要性や必要性を痛感している
- ◎ 意義やエビデンスを提示することは困難だと考えます
- ◎ 「教育職員免許法施行規則第66条の6」の見直しに関する全国大学体育連合理事会声明、の内容に同意します
- ◎ 体育・スポーツの専門的な指導や教育に関する専門知識が乏しい者が体育授業を担当することになれば、子どもたちの運動・スポーツを通じた健全な心と体の育成や、生涯に渡ってスポーツを通して豊かなライフスタイルを実現するための素養を身に付けてもらうことが困難になってしまう可能性がある。またそのことは医療費の拡大をはじめとする社会的課題をこれまで以上に増大させる可能性がある
- ◎ 子ども達のスポーツ・運動離れは顕著であると思う。そんな中、上手でなくても仲間と一緒に身体を動かすことが楽しい、できなかったことが少しできるようになったと思えるような時間を学校生活の中で経験することは非常に重要だと考える。そのためにも、保健体育科

は勿論であるが、全ての教員を目指す学生が体育を履修することは意義があると思う

- ◎ 戦後教育改革において師範学校型から脱する教員養成として一般教養科目を重視しようとしたので、体育以前に教職科目以外の一般教養科目が教員養成において重要と考えることができます。また、保健体育科の教員だけでなく、全ての教員が学校教育のなかで、知育・徳育・体育としての体育や、体育的活動などに関与するため、教員になるうでは学んでおく必要はあると思います。ただ、現実の授業がそれに貢献できているかは、また別の問題として議論する必要があると思います
- ◎ 必修でない場合は、全教員に係る体育祭やシーズンスポーツ企画や身体運動レクリエーション企画時に、安全性や充実性が担保されないように感じる
- ◎ 各科目の教員を目指す学生が、将来、教員になった時に身体について理解し、生徒と接する事は非常に重要であると考えられます
- ◎ 他者との連携や協調性を養うことができ、学生の運動不足解消を担う重要な役割を果たしている
- ◎ 教職課程に体育が必修であることには、教師自身の健康維持に加え、運動習慣が学力・情緒の安定・学級適応に好影響を与えることが研究で示されており、生徒の成長を支える実践的指導力につながるという意義があると考えます
- ◎ 教育基本法第2条の1「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」に準じ、体育が担うべき役割や必修である意義は明らかである

【教職なし】質問11

- 教育者として健康(身体的、精神的、社会的)に関する知識を持ち合わせることは必須と考えます。合理的な配慮もそうした基礎知識に裏付けられた内容であるべきです
- 従来の「スポーツ教育(小・中・高・大学で同じ球技等を実施)」を必修にするには無理がある。体育の必修(教職でも一般教育でも)を求めるならば「フィットネス教育(健康体力づくりのための運動)」をアピールすべきである
- 情報通信技術の発達により、仮想現実(バーチャル空間)が急激に拡張・浸透している昨今の社会情勢にあって、子どもたちが身体感覚に基づくリアルな知覚・認識・意思決定・コミュニケーションなどの能力を開発するうえで、体育教育の役割は従前に増して重要となっている。体育教育の意義を十分に理解し、実践できる教員の養成のために、体育教科の必修は不可欠と考える
- ①心身の健康の保持増進 教員は長時間の立ち仕事や精神的負荷が大きい職務に従事するため、基礎的な体力とストレス耐性が不可欠である。体育の必修化は、教員自身の健康管理能力を高め、職務遂行に必要な体力を維持するための基盤となる。 ②安全管理能力の習得 学校現場では、体育授業や部活動などで事故防止・応急処置の知識が求められる。体育科目を通じて、運動時の危険予測や安全指導のスキルを身につけることは、児童生徒の生命を守るうえで重要である。 ③教育的意義の理解 体育は「体力の向上」だけでなく、協働性・自己調整力・挑戦意欲など、学習指導要領で示される資質・能力の育成に直結する。教員が体育の教育的価値を理解することで、全教科における指導観にも広がりが見られる
- 「教育職員免許法施行規則第66条の6」の見直しに関する全国大学体育連合理事会声明の通りだと思います
- 教職課程における体育必修には、教育の原点ともいえる「知育・徳育・体育」の三つの柱を実現する上で欠かせない役割があると考えております。教育基本法にも、人格の完成をめざし、心身の調和のとれた発達を図ることが示されており、身体を通じた学びは教育の本旨として位置づけられています。これは「体育が得意かどうか」という技能的な問題を超越して、子どもの成長を支えるうえで、身体活動や身体理解が不可欠であるという教育理念が国家として示されていることにほかなりません。学校現場では、運動指導に限らず、健康管理や安全配慮、仲間との協働、自己調整力、社会性の育成など、体育で扱う学びが学級経営のさまざまな場面と深く結びついています。そのため、将来教員となる学生が体育の教育的価値を理解し、その意義を踏まえて免許を取得することは、子どもたちの健やかな成長を支える立場として非常に重要であると考えます。また、近年の子どもの体力低下、運動経験の偏り、生活習慣病リスクの高まりなどの課題に対して、学校に求められる役割は一層大きくなっています。体育の必修化は、こうした社会的課題に応えるために必要な教員としての基礎力を保証する仕組みのひとつでもあります。以上の点から、体育必修は教育基本法が示す理念を体現し、学校現場で求められる基礎的資質・能力を備えた教員を育成するうえで、きわめて重要な意義を持っていると考えております

質問12:中教審教員養成部会から「教職員免許法施行規則 66 条の 6(日本国憲法・体育などの 4 科目を必修とする)の見直し」が提示されたことに関して、貴大学で何らかの対応や議論が行われていましたらご記入ください。また、この問題に関するご意見などがあれば自由にご記入ください。

【体育のみ】質問12

- 本学では特に特別な対応は行なっておりません。個人的には、A 大学と B 大学の博士後期課程の大学体育スポーツ高度化共同専攻を担当しております。その中で、これまで大学体育について様々な観点から授業を行なって参りましたが、正直なところ、この 66 条の 6 に特化した大学体育の授業については何も伝えられていなかったことに、この案件が浮上ってきて改めて気付かされました。つまり、「大学体育」授業としての充実に向けて教育・研究はしてきたものの、教員免許取得者を想定した大学体育授業については何も触れていなかったのです。保健体育教員を目指す学生は、実技に加えて、教科の指導法等の授業もあり、学校内での体育や健康づくりを想定して取り組む授業は多くありますが、保健体育以外の教員免許を取得する学生が履修する大学体育について、本当に深く考えてこなかったことは大反省事項です。今回の状況を見守りながら、来年度以降の大学院授業の取り組みについても、専攻としても考える必要があると考えております
- 特に大学での議論はされていませんが、学会等で議論する必要があるという声は上がっています。このような調査が大変意義があると考えております。引き続き、よろしく申し上げます
- カリキュラム改訂検討早ければ次年度から体育が必修から外れると、大変困ります。我々が困るだけでなく、人全体に影響があり、特に教育に関わる関係者には大打撃となります
- とくに行っていません
- 特になし
- 本学としての対応や議論は今のところ行われていない
- 特に対応や議論は行われていない
- 特になし
- 現時点では対応や議論を始めていません。なお、本学で取得可能な免許は中学校保健体育 2 種、および栄養教諭 2 種です。他教科や幼小高校、特別支援の免許は取得できません
- 私の知る範囲では議論は行われていない
- 現在のところこうした機会を使って意見を集約していただいていること以外にはない
- 議論されていない。66 条の 6 に該当する体育科目と他のスポーツ科目との違いを理解している教職員が少ないため、本件に問題意識を持っている教員が少ない。また、単なるスポーツ科目として展開されている印象が強い。生きるために必要な科目という認識が薄れており、その場を楽しむことが優先されている印象である。教養体育の意味を理解して授業を展開できる教員がいなくなったり、その意義を理解しない教員が多くなれば、体育・スポーツの教育的価値は低下し続ける気がする。さらに、体育・スポーツの学問的価値も下がる気がする
- 特に今のところ対応や議論はなされていない。個人的には、教職課程における体育の必修は続けた方がよいかとは思
- 特にありません

- 特に何もなされていないと感じます
- 教授会で上記をアナウンスし、本学そして自分自身のこととして考えるように促している
- 今のところ、特にありませんが、体育関連教員だけでなく、大学全体での議論も必要かと思えます

【他科のみ】質問12

- 未対応、今後検討
- 今のところは特に対応や議論がおこなわれていない
- 本学では特に対応や議論はなされていません。おそらく教職課程に進める学群（学部）において、そもそも体育の卒業要件科目と教職課程の必修科目が重なっているからであると考えます。本学には特に影響のないことですが、上記の通り、学生が教職課程に進んでも他の授業内では培いづらい能力を体育科目では醸成できるのではと考えておりますので、必修を継続すべきではないかと思えます
- 教職センターもしかしたら議論があるのかもしれないが、全く共有されていない
- 特になし
- 特に議論等は行われていません
- 66条の6に関して、大学内で情報の発信はなく、議論も行われていない。「体育」という名称より「健康」や「スポーツ」と銘打つ（看板の掛け替え）ことで、教職課程における当該科目の存在意義をより打ち出せるのではないか
- 特になし
- 特にありません
- 大学内で本件に関する公の議論はされていない
- まだ議論は行われていない。
- 教職課程センターでは情報を把握しているが、現状では静観している。個別の教科や学部などではまだ話題に挙がっていない状況。
- 特になし。レベルの低い教員を養成することにつながる
- 特に議論はされていない
- 上記について等に行われていないが、本学では特支の資格も同時に取得可能であるため、（特に教員と特支の両方を取得する）学生負担の軽減を図るために大幅なカリキュラム改定を行なった。教員のムードとして、学生が履修しなければいけない科目数は可能な限り減らすべきであるとのコンセンサスは形成されていると感じています
- 何年も前から、既に同じ分野の学部を有する他大学では、体育教員の後任補充がされなかったり、科目数が極端に少なくなっている例が多く見られており、相当な危機感を持って考え取り組んできた
- 単なる66条の6への適合や配慮ではなく、自大学において体育科目が存在する意味は何か、を模索してきた。
- 近年、大学体育業界で言われがちな、コミュニケーションスキルだとか、社会人基礎力、ライフスキルなどと言った、体育授業を介して「何か別の目的達成に役に立つから」と言う、他目的達成のための下請け的な発想は本学の科目群には一切ない。それを言い出すと、科目の位置付けがあやふやにあり、存在意義は無くなる
- 主専攻が実技を中心とした大学であるため、我々の場合はスポーツや運動の本質的な意味を学習目標に立てることが求められる大学であると思う
- しかしながら、大学が置かれた状況（規模、財務、定員充足率、学生の嗜好性や学力レベル）によって、在り方には違いが認められることも理解できる
- 「大学体育科目」全体において、こうあるべきだ、と言うことはできないが、「66条の6科目」としての体育の在り方について、基本的な考え方や指針がないのは困るので、これを機に示されるべきではないか
- 学内では特に議論や対応はない
- 特になし
- 残念ながら未対応でございます
- 特にありません
- 質問10への回答と同じ
- 本学では、66条の6見直しに関する正式な議論は現時点で行っていませんが、教職課程担当者間で情報共有を継続しています。必要に応じて委員会等で検討することになると思います。・意見 体育などの必修科目は、安全管理・健康教育・コミュニケーション能力の基礎を養う点で意義が大きく、スポーツ活動がもつ「ルールの中で失敗してもやり直せる」教育的機能や「その場での判断」も重要です。必修の在り方を見直す場合も、教員として必要な学びが確実に担保される仕組みの維持が必要と考えます。
- 教員不足を根本的な問題としてとらえるのであれば、教員養成の科目（66条の6の科目、例えば体育）を減らせば教員志願者が増えると考えるのは、そもそもの外れな議論ではないか（まずは現場の労働環境・条件を改善して、教職をもっと魅力ある職にすることが議論されるべきなのは）、という意見はありますが、組織としては議論しておりません
- 未検討
- 本学では議題として特に議論はされておりません。ただ、今後は議論されていく可能性はあるかと思えます
- 本件については、大学全体としての認知度は現時点では高くありませんが、今後、全学的な教養教育や教職課程の見直しが行われる際には、大学体育の位置づけに直接関わる重要な論点であると認識しています。とりわけ、教職課程における「日本国憲法・体育等の4科目」の必修見直しは、大学体育の教育的意義や法的根拠を再確認する契機となるものであり、その動向は、大学の教育方針やカリキュラム構成にも影響を及ぼす可能性があります。このため、現時点では大学全体としての正式な対応はありませんが、大学体育に関わる部局・担当者の間では、本件に関する情報収集や対応方針の検討を進めているところです
- 現在のところ、学内で特別な対応や議論はありません。ただ、科目担当者としては、教職課程で「体育」が必修から外れることには大反対の立場です。理由は以下につきます。・教育職に就く者にとって、幼児・児童・生徒の身体と心の健康、その維持向上についての知識・方法の理解は不可欠。・教育職に就く者にとって、自分自身や同僚の身体と心の健康、その維持向上についての知識・方法の理解は不可欠
- 特に議論等はしていません。体育を担当している教員により、授業の位置づけや展開、授業に対する意識の差が大きいのと思います。中教審教員養成部会が「体育必修」を議論することになっている所以かと思えます
- 現時点では対応・議論されていない
- 他の校舎も含めて対応や議論はしていません
- 議論は、教職センターの教員のみで行われていると思う
- 特に所属大学で何らかの対応や議論が行われているわけではないが、「教職員免許法施行規則66条の6の必修科目（日本国憲法・体育などの4科目）」はいずれも重要な科目であり、引き続き必修である意義は大きいと思われる
- 現時点では、対応や論議は行われていません
- 小規模短期大学であるため、体育教員は私1人であることから、議論が行われることはありません
- 運動が苦手な体育を履修したくない学生も多数いるので、選択肢として体育実技または健康・スポーツ科学系の講義形態でも良いと思う
- 本学での対応や議論はまだ行われておりません
- 公式な対応や議論はまだ行われていない。体育の授業を受け持つ教員の中では、この点に関する問題意識を共有するようにしているが、教員によってその危機感に差がある。見直しの状況が進行することに危機感を抱く日本中の体育担当の大学教員が、結束して声を上げていく必要があると思えます

- 今のところ、学内での議論はありません
- 特に対応や議論は行われていません。むしろ知られておりませんでしたので、先日の部署の会議で、この内容について伝えました
- 対応や議論が行われていないが、法を順守し、生きる素晴らしさを生徒へ伝えることができる教員を養成するためには日本国憲法・体育などの必修は継続するべきだと思います
- 専任教員は1名のため、学内では何も検討は行っていない。しかし、教員を養成する課程において、体育が排除されるとするならば、人間形成という観点で大打撃になるであろう
- 教職センター会議等で検討したことはないとのこと。教員からのコメント 1：昨今の全入状況に陥ったため教育困難な学生が目に見えて増えてきて、授業で教養を身につけさせる以前の学生が多々います。その中でも本学で教職を目指している学生はある程度努力する意思のある学生ですので、教育困難な学生と授業を一緒に受けさせることは彼らのやる気を削ぐだけだと思います。本学の貴重な「やる気のある学生」を大切に育てるという点に立つと、○○(科目名)は教職希望者限定にした方が良くと思います。教員からのコメント 2：本学科のみかとは思いますが、なぜ履修しているのかが理解できておりません。この辺りは、より丁寧に説明していく必要があるかと考えております。教員からのコメント 3：教職の学生が履修しないことについては、質問 11 の回答にもあるとおり、体育・スポーツの授業がもたらす身体活動以外へ貢献も勘案すると、履修しないという選択は避けたいほうがよいように思います。また、教職だけでなく本学科のような資格取得を目指す学科においては、規律の遵守、コミュニケーション力(みる、きく、話す、判断する)の成長は欠かせないため、当該授業が果たす役割は大きいように思います。さらに、本学科のような栄養系の学科あるいは医療系の学科においては(特に)、運動・スポーツの重要性を知識だけでなく体験として得ることは、自身の専門分野の理解を深める上でも大切かと思えます。学生自身の健康・体力という観点においては、現在の若年者の運動習慣の割合や歩数(あるいは特に本学科の場合は体力水準)が低い・少ないことを鑑みると、現状の身体活動の改善・維持はもちろん、将来の健康の維持・増進にとって、大学の授業での体育・スポーツの実施は重要な役割を果たすと思われます。また、身体を動かす以外にも、大きな声で笑う、騒ぐという授業は少ないため、リフレッシュ(他の授業を円滑に進めることを含む)という意味でも果たす役割は大きいと感じます

【両方免許】質問12

- ◎ 現時点ではこの件に関する議論は行われていない
- ◎ 現時点では、議論等は行われておりません
- ◎ 現在委員会等で議論があるわけではないが、個人的に「安全管理」「健康理解」「社会性」といった体育授業や体育教員以外の教員にとっても教育実践に必要な要素が多く含まれることから、必修として一定の水準が保たれることが重要であると考えます
- ◎ 本学教職課程委員会では、まだ本件についての対応や議論は始まっていないのが現状です
- ◎ 特になし
- ◎ 特にありません
- ◎ いまのところ議論など特になし
- ◎ この件に関する学内での議論は行っていない。これまで位置づけられてきた趣旨の通り、心身の健康維持・増進と教育現場での安全指導に不可欠であると考えている。また、体力・技術の向上に加え、体育・スポーツの特性を生かして、良好な人間関係の構築や、コミュニケーション能力を高める効果も期待でき、健康的な学生生活を送るための基盤になるものではないかと考えており、見直しについては慎重な検討が必要ではないかと考えている
- ◎ 把握していない
- ◎ 特に本学では議論しておりません
- ◎ 体育系の全体会議や共通体育担当部署の会議においてはいち早く本件の情報の共有はなされたものの、個人の枠組みを超えた組織的な議論はなされていない
- ◎ 特に対応や議論はしていません
- ◎ 現時点では、対応や議論は実施していない。今後、学内での議論を進める際、本調査の結果を参考とさせていただきたい
- ◎ 特に議論は行われていない。1991年の大学設置基準の大綱化と同様の流れと考えている。大綱化によって、一般教養の軽視が進んだ。人口千人あたり高等教育機関在学者数と大学院在学者数(諸外国の教育統計・文部科学省)を見ると日本は他国に比べて低い。かつ、大綱化によって、少子化にもかかわらず大学数は増加し、入試の早期化、多様化に伴い、入学者の学力低下が進んでいることは否めないであろう。このことは、量と質の両面から日本は、他国に後れを取っていることを示している。結果、多方面から物を考え、正しく判断し、行く先を描く力を持ちえない人間の増産につながっている危険性がある。人材育成に関わる教員の質の低下は、教育の質の低下を招き、負のスパイラルに陥る。以上のことを考えるならば、安易な緩和はすべきでなく、国民の能力向上を見据えた方策を考えるべきである
- ◎ 9月の学長による大学集會講話において触れ、全学で周知している
- ◎ 現時点で大学において議論は行われていない
- ◎ 特に議論はなかった
- ◎ 上記の通り、さまざまな能力が養える
- ◎ 特になし
- ◎ なし
- ◎ これから議論を行う予定
- ◎ 議論をしていません
- ◎ 大学全体としての対応や議論はなされていない(個々の体育教員は問題意識(危機感)を有している)
- ◎ 本学では、現状、対応や議論などはしていない
- ◎ 本学に関して言えば、全学年必須のため影響がない
- ◎ 近畿支部ではこの件に関して熱く議論がなされ、自身の大学でも議論した点についての報告を簡単にスポーツ健康学部教員に共有している。意見交換などはまだ行っていない
- ◎ 特に対応や議論はないが、学部で情報は提供している。日本国憲法・体育を必修から外すことは考えられない。ただし、大学体育の指導者は、指導方法について十分な学習をした者とする必要があると思う
- ◎ 保体以外の免許取得希望者は数名のため特に議論していない
- ◎ 教員間の会話には上がるが、大学として議論や取り組みについて検討はしていない
- ◎ 本学では対応、議論ありません。個人的な意見：これまでなぜ体育が2単位必修とされてきたのでしょうか。根拠は見つけられませんでした。仮に、集団行動やそれに類する指導のためであれば、体育の必要はありません。私は、より自由、自主的に児童・生徒を導くためという理由でなら、体育の必要性を主張できると思います(意義やエビデンスを提示することは困難と思われる)。ただ、大学体育は各大学のDP、CPに基づいて実施されるべきものであり(大学の主体性)、大体連などの体育関係組織が声明文以上のことをすべきではないかと思えます
- ◎ 議論は行われていないと思います
- ◎ まだ行われていませんが、今後、議論していく予定です
- ◎ 現在のところこうした機会を使って意見を集約していただいていること以外にはない
- ◎ 特になし
- ◎ コース内でそのような情報共有はありました。その他は、個々の教員が学会等で個々の活動として、この問題に関与しております
- ◎ 体育教員と教職委員会教員にメールで情報共有した

- ◎ 専任教員では上記について問題視して、個別に日本体育スポーツ学会の関係者に必要性を訴えています
- ◎ 特にありません
- ◎ 特になし
- ◎ 行われていない
- ◎ 特になし

【教職なし】質問12

- 話題にすらあがりません。日本国憲法や語学の教員は特に気にしないという様子でした
- 本件については、大学全体としての認知度は現時点では高くありませんが、今後、全学的な教養教育や教職課程の見直しが行われる際には、大学体育の位置づけに直接関わる重要な論点であると認識しています。とりわけ、教職課程における「日本国憲法・体育等の4科目」の必修見直しは、大学体育の教育的意義や法的根拠を再確認する契機となるものであり、その動向は、大学の教育方針やカリキュラム構成にも影響を及ぼす可能性があります。このため、現時点では大学全体としての正式な対応はありませんが、大学体育に関わる部局・担当者の間では、本件に関する情報収集や対応方針の検討を進めているところです
- おそらく多くの国民は学校教育における「体育実技（スポーツ実技）」の必修（選択どころか不要と主張する者もいる）を求めておらず、それよりも「フィットネス（筋トレなど）」を望んでいる
- 大学内での組織的な対応・議論は行っていない
- 現時点では対応や議論を行っていない
- 本学では教職課程を有さないため、特に対応や議論が行われておりません。教員が人を育てる立場であれば、広い視野と見識を兼ね備えていることが必要とは言うまでもありません。教員志望の学生が減っていることは労働環境や待遇の要因も影響している訳で、それと教員となるための学びを混同することはいかげなものかと思われる
- 中教審教員養成部会による「教職員免許法施行規則 66 条の 6 の見直し」について、本学では現段階で特段の協議や対応は行っていません。現時点では、公式な議論の場はまだ設けられておらず、情報収集にとどまっている状況です。私見としては、教育基本法が掲げる「心身の調和のとれた発達」や「知・徳・体のバランス」の理念を踏まえると、体育を含む基礎的教養科目の位置づけを見直す際には、慎重な検討が必要であると考えております。体育は、運動技能の得意・不得意に関わらず、人間形成に寄与する学びを扱う科目として、他教科と同等の意義を持つことが教育理念として示されています。こうした意義を十分理解しないまま教員免許を取得するよりも、体育が果たす教育的役割や法的背景を理解したうえで教職に就くことが、子どもたちに適切な指導を行うために重要だと感じております。したがって、必修要件を見直すのであれば、教員養成における基礎力の保証が損なわれないこと、そして教育基本法が示す理念と矛盾しないことが不可欠です。現場の実態・社会的課題、教育理念の三つを踏まえた、バランスのとれた議論が求められると考えています

最後になりますが、本調査への回答依頼を受け、教職課程の履修学生数を担当部署へ問い合わせいた
だくとともに、時間をかけて記述回答を熱い思いで寄せていただいた全国の大学体育教員の皆様へ、
心よりお礼申し上げます。

以上

2026年2月24日より、本報告書を大体連HPにて掲載しています。<https://2020.daitairen.or.jp>